

出玉規制の基準等の見直しに係る規則、
 解釈運用基準等に完全対応!!

風営適正化法 関係法令集 八訂版

■ 風営適正化法研究会 編集

【内容現在：平成30年6月5日】

● B6判 ● 1,328頁

● 定価(本体4,200円+税)

ISBN978-4-8090-1386-7 C3032 ¥4200E

風営適正化法施行規則の一部改正

(出玉規制の基準等の見直しによる過度な遊技の抑制等

(平成30年2月1日施行))をはじめ、

関係法令、都道府県施行条例

(風俗営業の営業制限地域への「田園住居地域」の追加等

等を完全補正!

最新版
 発刊!

内容見本

補正内容の詳細は、裏面を参照ください。➡

風営適正化法は執務に使いやすい構成

● 準用・読替え後の条文を該当条文の次に掲載

● 罰条に加え、法定刑も併記

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
 第二十一項
 安委員会は、無店舗型電話異性紹介営業の規定により処分をしようとする場合、無店舗型電話異性紹介営業を営む者の会の管轄区域内に変更して、当該管轄区域内に管轄するの付与又は聴聞を終了し、速やかに現に事務所の所在地を管轄する委員会規則で定める処分移送通知書を送付する。

第二十二項
 安委員会は、無店舗型電話異性紹介営業の規定により処分をしようとする場合、無店舗型電話異性紹介営業を営む者の会の管轄区域内に変更して、当該管轄区域内に管轄するの付与又は聴聞を終了し、速やかに現に事務所の所在地を管轄する委員会規則で定める処分移送通知書を送付する。

第二十三項
 安委員会は、無店舗型電話異性紹介営業の規定により処分をしようとする場合、無店舗型電話異性紹介営業を営む者の会の管轄区域内に変更して、当該管轄区域内に管轄するの付与又は聴聞を終了し、速やかに現に事務所の所在地を管轄する委員会規則で定める処分移送通知書を送付する。

準用・読替え後の
 条文を挿入

罰条に加え、
 法定刑も併記

【準用後の第四条第一項】
 第四条 公安委員会は、第七條第一項の承認の申請をした相続人が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしてはならない。
 一 九 (略)

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る風俗営業者の地位を承継する。
 5 第一項の承認の申請をした相続人は、その承認を受けたときは、遅滞なく、被相続人が交付を受けた許可証を公安委員会に提出して、その書換えを受けなければならない。
 6 前項に規定する者は、第一項の承認をしない旨の通知を受けたときは、遅滞なく、被相続人が交付を受けた許可証を公安委員会に返納しなければならない。

【参照】 一 項 施行規則 二 三 条 一 条 一 六 条
 五 項 施行規則 一 七 条 一 条
 六 項 施行規則 一 八 条

【罰則】 一 項 罰金 二 号 二 年 以 下 の 懲 役 二 百 万 円 以 下 の 罰 金 五 六 条
 五 項 罰金 三 号 三 十 万 円 以 下 の 罰 金 五 六 条
 六 項 罰金 四 号 十 万 円 以 下 の 罰 金 五 六 条

【法人の合併】
 第七條の二 風俗営業者がその合併により消滅することとなる場合において、はじめ合併について国家公安委員会規則で定めるところにより、合併後存続し、又は合併後設立された法人は、風俗営業者の地位を承継する。

便利な
 参照条文の掲載

【準用後の第七條第五項】
 第七條 前條第五項の規定は、第一項において準用する場合において、あるのは、「合併により消滅した法
 人」に代り、「合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

【参照】 一 項 施行規則 一 四 条
 三 項 施行規則 一 七 条
 五 項 罰金 三 号 三 十 万 円 以 下 の 罰 金 五 六 条
 六 項 罰金 四 号 十 万 円 以 下 の 罰 金 五 六 条

【法人の分割】
 第七條の二 風俗営業者がその合併により消滅することとなる場合において、はじめ合併について国家公安委員会規則で定めるところにより、合併後存続し、又は合併後設立された法人は、風俗営業者の地位を承継する。

東京法令出版

風俗関連の執務・営業実務に直結した法令を厳選収録!

主な補正内容

- 風営適正化法 (平成29年12月15日法律第84号等)
- 風営適正化法施行令・同法施行規則 (平成30年1月31日政令第21号、平成30年3月30日国家公安委員会規則第5号等)
- 認定申請書、検定申請書、遊技機試験申請書及び型式試験申請書の添付書類の記載要領 (平成29年12月14日警察庁丁保発173号)
- 技術上の規格解釈基準 (平成29年12月14日警察庁丁保発175号)
- 「関係法令等」に、「競馬法」、「自転車競技法」等の公営競技に関する法律を新登載

目次

●…新規登載法令 ●…改正法令

◆風営適正化法関係◆

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則
- 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則
- 少年指導委員規則
- 風俗環境浄化協会等に関する規則
- 遊技料金の基準
- 十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業の営業所等に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示
- 全国風俗環境浄化協会として法人を指定した件
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準

◆風営適正化法施行条例関係◆

◆認定申請書等の記載要領等◆

- 認定申請書、検定申請書、遊技機試験申請

書及び型式試験申請書の添付書類の記載要領について

- 技術上の規格解釈基準について (通知)

◆行政手続・法人監督等◆

- 行政手続法
- 行政手続法施行令
- 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則
- 行政不服審査法
- 行政事件訴訟法

◆関係法令等◆

- 公衆浴場法
- 公衆浴場法施行規則
- 興行場法
- 興行場法施行規則
- 食品衛生法 (抄)
- 学校教育法 (抄)
- 学校教育法施行令 (抄)
- 学校教育法施行規則 (抄)
- 図書館法 (抄)
- 児童福祉法 (抄)
- 児童福祉法施行規則 (抄)
- 旅館業法
- 旅館業法施行令
- 旅館業法施行規則
- 大規模小売店舗立地法 (抄)
- 大規模小売店舗立地法施行令 (抄)
- 日本工業規格 (Z8731・Z8735)

- 建築基準法 (抄)
- 建築基準法施行令 (抄)
- 都市計画法 (抄)
- 医療法 (抄)
- 医療法施行令 (抄)
- 医療法施行規則 (抄)
- 著作権法 (抄)
- 刑法 (抄)
- 売春防止法
- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (抄)
- 競馬法 (抄)
- 自転車競技法 (抄)
- 小型自動車競走法 (抄)
- モーターボート競走法 (抄)
- 会社法 (抄)
- 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (抄)
- 民法 (抄)
- 地方自治法 (抄)
- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令 (抄)
- 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律

◆法の変遷等◆

申込書

八訂版 風営適正化法関係法令集 定価(本体4,200円+税) (コード308)	申込部 (送料はサービス)
貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。 平成 年 月 日	
お取扱者(自署)	(TEL - -)
〒 お届け先住所	
団体名	部署名 <input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 私有

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者 専務取締役
 ★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。
 ★本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
 ★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。
 ★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。
 ★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口(TEL.026-224-5441、privacy@tokyo-horei.co.jp)までご連絡ください。
 ★個人情報の提供は任意ですが、提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

詳しい内容は、こちらまで!

東京法令 検索
<http://www.tokyo-horei.co.jp/>



この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先

東京法令出版株式会社 受注センター
 〒381-0022 長野市大島3111

FAX 0120-338-923
 TEL 0120-338-272

(携帯電話からもお申込みできます。)

会社使用欄	団体コード	得意先コード	在庫	ラベル	〒	<input type="checkbox"/> 納品済 <input type="checkbox"/> 請求済 <input type="checkbox"/> 領収済	入力印 チェック
-------	-------	--------	----	-----	---	--	-------------